

平成27年度 全国学力・学習状況調査結果の公表の取扱いについて

大分県教育委員会の方針

➤公表の方針

- (1) 平成27年度全国学力・学習状況調査結果の公表の取扱いについては、市町村教育委員会の同意を得て、市町村ごとの結果や成果を上げている学校の結果・取組を公表する。
- (2) 本県調査結果の公表の取扱いと同様に以下の3点について公表する。
 - ① 大分県全体の調査結果とその分析結果及び改善方策
 - ② 市町村ごとの調査結果とその分析結果及び改善方策
 - ③ 成果をあげている学校とその取組

➤公表の意義

- ① 成果を上げている学校の取組を参考に、自校の取組の検証・改善を進めることができる。
- ② 家庭や地域に対する説明責任を果たすことができる。
- ③ 学校と家庭・地域が一体となった学力向上の取組を促進することが期待できる。

【参 考】

(平成27年度全国学力・学習状況調査実施要領抜粋)

1. 全国学力・学習状況調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

2. 全国学力・学習状況調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。